

Title	〔商法二七七〕 正当の事由なく解任された取締役の会社に対する損害賠償請求 (大阪高裁昭和五六年一月三〇日判決)
Sub Title	
Author	米津, 昭子(Yonetsu, Teruko) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1987
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.60, No.8 (1987. 8) ,p.103- 112
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19870828-0103

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 二七七〕

正当の事由なく解任された取締役の
会社に対する損害賠償請求

〔判示事項〕

一、商法二五七条一項但書の損害賠償責任の法的性質

二、会社が解任された取締役に対して賠償すべき損害の範囲

〔参照条文〕

商法二五七条

〔事実〕

Y株式会社（以後Y会社という）は、各種靴類製造販売並びに輸出業務を主たる目的とする会社であり、Aは、その代表取締役である。Xは、昭和三六年六月二十九日Y会社が設立された時以来の常務取締役であったが解任された。それは、Y会社の大口販売店らが、Aが高圧的に販売店に接することや、Xの行為については責任を負わないとの文書を送付したりしたため、その取引態度に不信感をいだき、取引を漸減する傾向にあったこと

（大阪高判昭和五六年一月三〇日
昭和五四年（七）第一二五二号損害賠償控訴、
同年（三）第七五五号付帯控訴事件
金融商事判例六二二五号二二頁）

から、Aを除く全取締役（Y会社のA・Xを除く他の取締役は、Y会社の大口販売店である）が、会社の将来のためこれを放置することが出来ないと考え、Aの態度改善を要求しようと、昭和五〇年九月四日、その旨の「提言」と題する書面を作成し、Xがこれを役員会で全取締役を代表して朗読したところ、Aは、これをXが画策したものと曲解し、Xを取締役から解任しようと考へ、そのための取締役会を開いた。しかし、Xに対してはその招集通知をなさず、しかもそのことを他の取締役から知らされてこれに出席しようとしたXに暴行をふるい、その出席を排除し、しかも、他の取締役らに対し、「自分に協力しなければ、お前の会社をつぶしてやる」と脅迫し、その上、他の取締役全員がXの解任に反対したのにもかかわらず、勝手にX解任を議題とする株主総会招集決議が成立したとして、株主に招集通知を

なし、同年一月七日、Xの取締役解任決議が成立した。

そこで、Xは、AのXに対する業務妨害行為等について告訴し、役員報酬について仮処分、仮差押等をなしていたところ、A及びY会社は、Xが右株主総会決議取消の訴を提起することを妨害しようとし、同年一月二三日、Xに対し、「今迄通り仲良くやろう」と言っており、Aらとの間で、仮差押・仮処分申請事件、Aらに対する告訴事件、Y会社の臨時株主総会招集請求全部を取下げ及び取消すこと。Xがそれらの手続完了の際、Y会社からXに対する告訴を取下げること。それらの完了後、Xの常務及び取締役退職届の提出によりY会社は役員会にはかり退職金を支払うこと。という念書を作成させ、更には、当分の間はXを嘱託として勤務させ、次期総会で元の取締役の地位に戻す。退職金は、速やかに役員会にはかって支払う。社員に事情を説明し速やかに出社してもらうので、それまで自宅で待機してほしい等と、口頭で約束した。

そこでXは、退職届を提出し、更に、仮差押仮処分申請並びに告訴を取下げ、同年一月二六日には、株主総会招集請求を取消した。また、Aも、同月二八日Xに対する告訴を取下げたが、一月二日になっても退職金の支払はなく、出勤通知もなかった。年末に、Xは退職金を支払うよう申し入れたが、Aはこれを取締役会に上程せず、遂に、翌年一月になっても支払いがなかった。その頃、Aは、債権者からY会社の預金の差押を受けた。Y会社がこれに対し出荷停止をする等の事態が生じた

ので、Xは、Y会社のために、Y会社の株主として少数株主権を行使して、Aの取締役解任を議題とする株主総会招集請求を昭和五一年二月二日付でなし、それに基づき、二、三週間後に、総会が招集されたが、Aの解任の議案は否決された。

そこでXは、Y会社及びAを相手に訴を提起し、第一次的請求として、本件解任決議には取消事由が存在するが、Aらは、その訴の提起を妨げる目的で、Xを騙して示談を締結し、遂に決議取消の訴提起を不可能にさせたとし、不法行為による損害賠償として、逸失利益（残任期間中のうべかり報酬、役員賞与及び役員退職金）及び弁護士費用の合計金一六五〇万円と、その遅延損害金の支払を求めた。

逸失利益は、Xの昭和四九年度分のY会社からの支給報酬月額（四六万四六三〇円）の残任期間分（Y会社の取締役の任期は、定款で二年と定められており、Xは、昭和四九年一月二九日に取締役任に再任されたので残任期間は一ヶ月）として、金五一万九三〇円、しかも、Xは七二歳であるが、非常に健康であるので、当然残任期間常務取締役としての職務を果しえたはずであるとした。

退職金については、XがY会社の設立発起人の一人であり、同社の唯一の製造販売品であるVシューズの考案者であり、Y会社設立以来の常務取締役として、その営業、企画を担当し、設立当初、負債二四〇万円もあったY会社を現在は年間五〇〇〇万円の利益を計上出来る会社にしてきたことから、当然、退職金を受ける地位にあるとし、退職金算定方式として多用され

ている方式で算定し、その上、最終役員倍率は、常務取締役で平均三倍になることを理由に、金一九五一万四四六〇円を請求した。

又、慰謝料については、Xは、自己の考案したVシューズの製造販売を生き甲斐と考え、Y株式会社を自己の分身とさえ考えて働いてきたのに、Aらは、このXの地位を不当な手段で奪ったとした。

又、第二次的請求として、Y会社の定款には、取締役の任期は二年とする旨の定めがあるのに、正当の事由なく解任したことを理由に、商法二五七条一項但書に基づき、解任によって生じた損害として右と同額の損害賠償を求め、第三次的請求として、Xは、Y会社との間において、昭和五〇年一月二三日、XをY会社常務取締役に戻させるという前提のもとに、退職金の支払並びにその後のXに対する措置について示談契約が成立したので、Xは、その約定の通り告訴を取下げ、仮差押、仮処分申請を取下げ、更に臨時株主総会招集請求を取消したのに、Y会社はその契約を履行していないとして、債務不履行に基づき右と同額の損害賠償を求めた。

これに対し、Aらは、第一次的請求についてはこれを否認し、また仮に解任決議に瑕疵があったとしても、決議取消の訴が認容されるか否かは不確定であるから、これが取消されることを前提としたXの主張はそれ自体失当であるとした。

又、第二次的請求については、Xを取締役より解任したのは、

その安定した経営を実現する為にやむをえず行った措置であり、正当事由があるとし、以下の通り主張した。

一、Y会社は、靴類の販売に当たって地域割りをなし、各地域毎におかれた販売代理店を通じてのみ販売を行っていたが、Xは、昭和四九年起ころから、有限会社ラッキーベルの代表者らと共に、Y会社に無断で各地の販売代理店に対し、販路を拡大してやるから、販売される数量に応じてその費用を負担せよと要求するなどとして、各地の販売代理店の営業に干渉し、最終的には、各地の販売店の独占販売権を奪おうとした。

二、Xは、昭和四九年、販売店の代表者と共にベル通商株式会社を設立し、同社があたかもY会社の総販売店であるかのようなピラを数千枚各方面に配布し、Y会社製品の販売組織に混乱を生じさせた。

三、Y会社は、いわゆるベルマーク運動に参加していたが、Xは、昭和五〇年二月、Y会社に無断で下請け会社にベルマークを他の製品にも貼付して販売することを許可したため、同社は、大阪の他社の製品にY会社のベルマーク類似のマークをつけて売ろうとしたので、Y会社はそれを阻止し、マーク一〇万枚のうち九万枚まで回収したが、そのため、金二〇万円の損害を賠償した。

四、Xは、昭和五〇年九月、Y会社が同社の販売にかかる商品に添付しているベルマークの点数を増加する旨、無断で教育助成会に届出た。ベルマークの点数の増加は、同助成会に対す

るY会社の負担金額の増加につながり、Y会社の経営にも重大な影響を及ぼすから、当然取締役会の決議または代表取締役の決裁を得べきであったのに、右無断届出の為、Y会社は、教育設備助成会に対する弁明、事情説明に追われ、著しくその対外的信用を落とした。

これに対し、第一審では、第一次的請求については、「本件取締役会決議は、その招集手続、並びに決議方法に瑕疵が存在し、X解任の株主総会決議は、この瑕疵ある取締役会決議に基づきなされたものとして、取消原因が存在する」が、「昭和五一年一月には、Aが……約定を履行しない意思が明白となっているのであり、たとえ仮に、AがXをだまして、……示談を締結したものであったとしても、遅くとも、Xは、少数株主権に基づいて、Aの取締役解任を議題とする株主総会決議取消の訴えを決議成立後三ヶ月内に提起しえなかつたとは認められ」ないとして棄却した。

第三次的請求については、取締役の報酬の額や退職金の支給については、いずれも株主総会の決議を要し、Aにその決定権限がないことから、「X・Aの約束は、所謂自然債務で、その履行やその不履行による責任を法的に追求できない」として棄却した。

第二次的請求については、Xは、Y会社の設立発起人であり、Y会社の唯一の製造商品たるVシューズの考案者として、昭和三八年、実用新案の特許申請をなした。この際、会社からも資

金援助をえていることもあって、X・Y会社持ち分二分の一として登録し、その後、その持分を会社に譲渡したこと、しかも、Xは、Aと協力して、設立当初破産寸前であったY会社を三〇パーセントの配当が可能な状態にまで発展させたことを認定し、「以上を総合すると、Xの解任は、正当な事由なくされたと一応推認出来る」とし、Y会社主張の解任の正当事由について判断している。正当事由の一については、認定した販売店がY会社の大口取引先になった経緯から、Xが各地の販売代理店の営業に干渉し、その「販売代理店を奪おうとしたことは認められない」とした。

また、正当事由二については、Y会社の大手業者であるC及びDが昭和四六年に五〇万円宛出資して学校用体育靴と切り離して職場への労働衛生靴を販売しようとしてベル通商を設立したことを認定した上、ベル通商がA並びにXにその靴の製造を申し出て、Aらがこれを承諾したので、その認可をY会社名で申請したため、Xはその販売の為にビラをY会社で印刷したこと。Y会社のパンフレットの類は、以前からXの権限内の事項であったので、この時もAの承諾はえなかつたことを認定し、「XがCらと共にベル通商を設立し、Y会社製品の販売組織に混乱を生じさせたこと」は認められなかった。

正当事由の三についても、証拠によって「Xが下請け会社にベルマーク使用を許可し、Y会社に損害を与えた」ことは認められないとした。

正当事由の四については、教育助成会に参加している会社は、その小売価格を改定する度にその点数改定についての届出をせねばならなくなっていたが、Y会社はこれを低価格のまま放置していたところ、昭和五〇年八月頃、同会から呼出があり、学校からの価格と点数とが異なるから、これを正しく訂正してくれといわれ、Xは卸売価格を中心としてベルマーク点数を改正して同会に届出したことを認定し、「XがAに無断で高いベルマークの点数を届出したこと」はないとした。従って、以上の点から、結局、Xの解任についての正当事由はないとした。

その上で、「商法二五七条一項但書にいう損害賠償責任は、取締役を正当事由なく解任したことについて故意、過失を必要としない株式会社課された法定の責任であり、その範囲は、取締役を解任されなければ残存任期中中と任期満了時に得べかりし利益の喪失による損害に限り、慰謝料、弁護士費用は含まれないと解するのが相当である」とした。

そして、残存任期中に得べかりし利益としては、「取締役は、有償を原則とし、その報酬は商法二六九条により、定款に規定があるときはこれによるか、規定がないときでも一旦その額について株主総会の決議がなされれば、その変更の必要のない限り、必ずしも毎年の定時株主総会ではこれを決議する必要はなく、右決議による額を定期的に支払われるべきものと解されるから、残任期間の報酬はこの損害の範囲に含まれると解される」とし、Xの残任期間の報酬額については、Xが昭和四九年

一〇月二九日取締役に再任されたから、残任期間は一ヶ月であり、Xは、解任当時満七二歳ではあるが非常に健康で、当然残任期間常務取締役としての職を果たし得たことから、報酬合計は五一万〇九三〇円となるとした。

任期満了時に得べかりし利益については、退職金も商法二六九条により定款に規定がない限り、別途株主総会決議を必要とするが、退職金についてはY会社の定款には役員退職金に関する定めがなく、また、従業員に関しても、退職金に関する定めが存在しないこと。X以前に取締役で退任した者が存在せず、これに関する慣行も存在しなかったこと、又、X解任後、Y会社の取締役であった者と監査役であった者が解任されているが、退職金を支払われていないことから、Xが任期満了した場合にも当然に退職金の支払を請求しうる立場になかったとした。

そこで、Y会社が（Aは、一審ではY会社と共同被告であったが、A勝訴の一審判決については、Xは控訴しなかった）敗訴部分の取消を求めて控訴し、Xは、原判決中、損害について、慰謝料の主張を撤回し、逸失利益を六〇二万四七六円に拡張し、退職金の内金を八九七万九五四円に減縮して、合計一五〇〇万円とし、それに弁護士費用一五〇万円との合計一六五〇万円と、その遅延損害金を求めて付帯控訴したのが本件である。

本件で、控訴人Y会社は、

一、取締役会の招集手続に瑕疵はなく、株主総会招集通知は、右決議に基づいて適式になされたもので、Xの解任決議には何

等の瑕疵は存しない。

二、仮に、Xを取締役の任期途中で解任すべき正当事由がないとしても、Xに残存任期期間における逸失利益の損害は生じていない。すなわち、Y会社では取締役の報酬につき株主総会の決議がされたことはないから、Xに従来支払われた金員は取締役としての報酬ではなく、常務取締役というものの、実体は使用人であり、在職中使用人としての給与の支払を受けてきたにすぎない。ところが、XにY会社の経営を阻害する行為があったので、Y会社はXを解雇したので、同日以降の給与は労基法二〇条に定める三〇日分の賃金以外は支払われていない。

三、仮に、Y会社がXに支払わなければならない金員があるとしても、Xは昭和五〇年秋頃から、Y会社の業績が向上していることに着目し、Y会社の営業を混乱させた上、責任をY会社代表者にありとして退任を要求し、他の役員らと会合し、実権を握ることを企て、Y会社の円満な営業活動を妨害し、Y会社の信用を著しく毀損する不法行為を行ったので、それによりY会社は損害を被ったので、その損害賠償請求権をもって、Xの右債権と対等額で相殺する旨の意思表示をした。

四、被控訴人Xは、販売先の二社から靴一足につき二〇円から一〇〇円の宣伝広告費を受領しておきながら、全く宣伝広告もせず、右金員を控訴人Y会社に入金もしなかった。その後、右販売先から苦情が出たので、控訴人Y会社は、被控訴人Xが受領した金員を以後受注する靴一足につき三〇円を値引するこ

とで合意し、合計六万七六九五足、合計金額二〇三万八五〇円を値引し、右損害を蒙ったと主張した。

〔判旨〕

控訴棄却。

付帯控訴については、被控訴人X（付帯控訴人）の請求一部認容。

「被控訴人Xは、常務取締役として働き、控訴人Y会社から受けた報酬、賞与を主な生活収入としてきたところ、商法二五七条一項但し書にいう損害賠償責任は、取締役を正当な事由なく解任したことについての故意、過失を必要としない株式会社に課された法定の責任であって、その損害の範囲は、取締役を解任されなければ残存任期期間中と任期満了時に得べかりし利益（所得）の喪失による損害を指すものとかいするのが相当である。」とし、役員報酬並びに賞与についての賠償を認めた。

〔研究〕

判旨に賛成。

一 商法二五七条一項は、「取締役は何時にても株主総会の決議を以て之を解任することを得 但し任期の定ある場合に於て正当の事由なくして其の任期の満了前に之を解任したるときは其の取締役は会社に対し解任に因り生じたる損害の賠償を請求することを得」と規定している。したがって会社は、株主総会の決議によって、取締役の任期の如何にかかわらず解任することが出来るが、任期の定めのある場合に正当な事由なく任期

満了前に解任した時は、それによって蒙った損害について、取締役は賠償しなければならない。この点に関するこれ迄の判例を見ると、その例は殆んどなく、僅かに、任期満了前に解任された監査役が(商法三八〇条、二五七条一項、二項)その報酬相当額の損害賠償を請求したケース(東京高裁昭和五八・四・二八民四部判決・判時一〇八一号一三〇頁)と、会社の代表取締役が持病が悪化し、療養に専念するため、その有していた持株を他の取締役に譲渡し、その者と代表取締役の地位を交替したところ、後に、その代表取締役が経営陣の一新を図るため、臨時株主総会を招集して元代表取締役を解任し、その者が決議の取消等を請求しているケース(最高裁昭和五七・一・二二第一小法廷判決・判時一〇三七号一二九頁)が見られるだけである。

しかも、この両判決は、共に解任に正当事由があると認めているものであるのに対し、本判決は、解任に正当事由なしとして、その損害賠償請求の是非が問題となった点において、これまでに前例のないケースとして、注目すべき判決といえることができる。

二 そもそも解任は、本人の意思に反してその資格を喪失させることで、会社は、何時でも、事由の如何を問わず、取締役を解任することが出来る。そしてこれは、所有と経営、支配とが分離している現在の株式会社において、一方で株主の監督機能を確保し、他方で取締役の地位の安定をはかったものであると説明されている(大濱・株式会社法講座三卷一〇四七頁、石井・会

社法上三七〇頁、大山・金融商事判例六五五号四七頁、近藤・会社判例百選(第四版)八四頁)。株式会社法上は、企業の所有と経営は分離され、株主によって選任された者が、会社の業務執行をなすことになっているため、株主は、取締役の選任を通じて会社の経営に参加していることになる。そこで、一旦選任された取締役も、その信頼がなくなつた時は、これを株主が解任出来るとするのは当然のことといえよう(同旨、浜田・注釈会社法(4)三〇一頁)。したがって、解任権は会社の固有権であつて、会社は解任の具体的理由を取締役に開示しないで、何時でも解任することが出来る(大山・前掲四七頁)。しかし、一方、取締役がいづれでも解任されえるとすると、会社経営の一貫性が損なわれる弊害が生ずる。又、取締役の解任の方法が特別決議によらなければならぬとされたのも、昭和二五年の商法改正によって、取締役の権限が拡大され、それと同時に会社業務の執行が原則として取締役会に委ねられた結果、その地位の安定を図り、安んじてその職務に専念させるためであつた(大隅・大森・逐条改正会社法解説二四七条)。

このように会社が株主総会の決議によって自由に取締役を解任出来るとする見解に対しては、正当事由のないかぎり取締役を解任出来ないとする説がある。この立場は、業務執行に関する意思決定を取締役会の権限としている現行法(商法二六〇条)において、株主総会が自由に取締役を解任出来ることは、実質的には、業務執行の合理性に関する判断を株主総会に保留

していることになり、業務執行に関する決定を取締役に委ねる方式を採用している建前のもとでは、不徹底な立場と評すべきだとする。また、昭和二五年の商法改正において解任の要件を普通決議から特別決議に変更したのは、取締役を不断の解任の脅威から解放して経営に独自の判断を行わしめるものであるから、解任権の存在を意識させること自体が業務執行に対する一種の干渉である（塩田・立命館法学一九巻六頁）と主張する。

思うに、株式会社を取締役は、委任関係に立ち（商法二五四条三項）、委任の場合は、各当事者が何時でも解約出来るのが原則であるから（民法六五一一条）、会社は、何時でも解約出来ること解すべきである。まして、昭和二五年の商法改正以来、株式会社の経営を効率化するため、取締役に極めて広範な権限を与えたのであるから、会社も正当事由に拘束されることなく信頼を失った時は何時でも解任出来ると考えらるべきであると考え（同旨、酒巻・取締役の責任と会社の支配六七頁、大山・前掲四九頁）。

このことは、ある職にある者の解任規定は、各所に存在するが（例えば、商法二五七条一項・一五二条・七一条・二六〇条二項三項・七二条、有限会社法三三・七一条・七四条・一五二条・二六〇条・四四四条、民法七六条・六二六条・六二七条・六二八条・六二九条・六三〇条・六三一条・六七二条・六八七条・八四五条・六八七条、民事執行法一〇二条、破産法一七六条、労働基準法一九条・二〇条・二一条、労働組合法七条、雇用均等法一条等）、特に解任事由を「重要な事由ありたる時」とか（例えば民法七六条）、「正当事由ある

時」（民法六七二条等）と断っていない法文の解釈上からも明らかであると考へる。もっともこの点については、累積投票制度を採用している現行法の下で、その制度によって選出された取締役を多数決で理由なき解任を認めただけでは、累積投票を無視する結果となし、また、今日では、取締役は株主のみならず、債権者・従業員・利用者などの諸利益群にたいして義務を負っているから、その解任は株主の恣意によってなされるべきではないとの考へ方で、取締役の解任権を制限する考へ方もある。たしかに、取締役は株主総会の決議で一方的に解任出来ることとなり、累積投票によって選ばれた取締役をも解任出来ることとなり、この点が一貫しないことになるが、この場合でも、正当事由の存否によって損害が賠償されるからよいと考へる。したがって、たとえ会社の代表取締役が会社を代表して他の取締役との間で一定期間解任しない旨を契約しても、総会はこれに拘束されることなく、解任の決議をすることができると考へる（同旨、東京高判昭和二七・二・一三・高裁民集五巻九号三六三頁）。又、

訴訟の継続中でも解任出来、解任の為にその完結を待つ必要はない（同旨、大判昭和一八・四・一六・商判（追二補遺）二七頁）。

三 このように、会社は何時でも取締役を解任することが出来るが、任期満了前に、正当事由なく解任したときは、取締役は会社に対し損害賠償を請求することが出来る旨規定している（商法二五七条一項但書）。これは、会社所有者たる株主の利益保護をはかって解任権の自由行使を認める反面、取締役にかかる

損害賠償の請求を認めて、取締役の利益を保護しているものと解する。

ところで、損害賠償責任は、法が特に認めた場合を除き、債務不履行または不法行為によって生ずるのが原則である(酒巻・前掲七〇頁)。そこで、本項の定める損害賠償責任が不法行為責任であるのかどうか問題となる。解任権は、法が認めている権利であるから、会社による解任権の行使は適法な行為であるということが出来る。にもかかわらず、この場合に、取締役に對して損害賠償の請求を認めたのは、衡平の觀念に基づく政策的な措置であると考えなければならない(酒巻・前掲七〇頁、西本・前掲二六頁)。即ち、会社に任意の、一方的な解任権を与える反面、正当な事由なく任期満了前に解任された取締役に對して、その損害の填補をさせ、その利益を保護しようとするものである。したがってこの損害賠償責任は、解任につき故意、過失を要しない法定責任であつて(田中誠・前掲五四五頁)、その本質は、契約に基づく損失の補償であると考えるのが妥当である(酒巻・前掲七〇頁)。したがって、解任された取締役は、解任事由の適否を争つてその資格を得ることは出来ないが、それによつて、その損害の賠償を請求出来ることになる(大山・前掲五〇頁)。

本判決は、本条の法的性質につき、「正当な事由なく解任したことについて故意、過失を必要としない株式会社」に課された法定の責任」であるとしており、賛成である。

四 この場合の正当事由は、取締役を解任するのが相当な事由を指す。従つて商法二五七条三項に定めるような、取締役の職務執行に関する不正の行為や法令定款違反があつた場合には、正当事由を肯定することが出来る。しかし、正当事由がその場合に限られるかどうかは、解任の肯定と、損害賠償の肯定とは同一に考える必要はなく、これは、取締役に認められた損害賠償請求権の意義との関係で考えられなければならないと考える。正当事由について、学説では、取締役に背信行為があつたり、無為無能である場合(大濱・前掲一〇五一頁)、違法行為、故意の信託義務違反、任務懈怠、甚だしい不適任、取締役の地位そのものと相容れない作為・不作為の存する場合(酒巻・前掲二一〇頁、大山・前掲五〇頁)等、一般には広く解されているが、しかし、正当事由を広く解することは、取締役の解任をコストを支払ふことなく行ふことが出来ることになるが、反面、これによつて認めようとする取締役の地位の安定を害することになることも注意しなければならない。そこで、私は、これを、当該取締役に経営を行わしめることが障害となるべき状況が生じた場合だと解する(同旨、近藤・前掲八五頁)。従つて、この見解によれば、取締役選任後、取締役に係る背信行為や、法令違反があつた場合や、経営に失敗した場合などはすべて正当事由を肯定することになると考える(近藤・前掲八五頁)。本件ではXに正当事由なしとしたのは正当である。

五 正当の事由なく、任期中に解任された取締役に、法が損

害の賠償請求を認めたのは、委任関係の不継続による補償の填補という性質を持っているのであるから、賠償すべき損害の範囲も、当該取締役が解任されなければ得ることが出来た残存期間中と、任期満了時にうべかりし利益（所得）である（同旨、大山・前掲五〇頁）。したがって、具体的には、役員報酬のほか、定款の定め、または株主総会の決議によって慣行上支給されている役員賞与・退職金はここに含まれる。ただ、損害賠償をするために要した弁護士費用は、不当応訴などの特段の事情のないかぎりには認められず、また、不当な解任によって受けた精神的苦痛ないしは不利益に対する慰謝料も、要件的には不法行為

に基づき慰謝料の請求であり、当然にはここに含まれない。この場合は、その解任に正当事由でないことだけでなく、解任によって精神的苦痛を受けたことも立証が必要である（大山・前掲五一頁）。

本判決は、損害の範囲についても「取締役を解任されなければ残存期間中と任期満了時に得べかりし利益（所得）の喪失による損害を指す」として、Xに役員報酬並びに賞与を認めており、正当と考える。

米津 昭子

〔最高裁判事例研究 二五四〕

昭二八二（最高民集七巻
二号六五頁）

口頭弁論終結後に提出された「準備書面」と題する書面と相手方への送達の要否

所有権移転登記請求事件（昭二八・一・二二・第一小法廷判決）

X（原告・被控訴人・上告人）は、昭和二年二月一日、Y（被告・控訴人・被上告人）からその所有にかかる土地建物を代金五四万円で購入し、即日右代金の支払いを済ませその所有権を取得したとして、Yにその所有権移転登記手続を求める本件訴訟を提起した。

Yは、本件不動産をX主張の日時に代金五四万円で購入し代金を受領したことは争わないが、その買主はXではなく、訴外A（第二審では補助参加人）であると主張した。第一審ではXの請求を全部認容したが、第二審ではYの主張が認められXは敗訴した。そこでXは上告した。上告理由は次の二点に要約できる。(1)原審判決言渡書及び原審判決原本によると、原判決は昭和四年八月二十九日に言渡されたが、裁判所書記官補Tの原判決原本欄外の附記では、原判決原本は同年九月一二日に至って同裁判所書記官補に交付されている。裁判官が判決原本を作成してその言渡を終えた場合には遅滞な